

平成24年(2012年)度定期総会および臨時総会報告

第20期運営委員会

平成24年(2012年)8月25日の「総会」においては、下記の議事録に示しましたように七つの議案のうち、第二号議案・第五号議案が承認されました。第一号議案・第三号議案・第四号議案・第六号議案そして第七号議案、以上五つの議案については、審議時間が不足したため、平成25年(2013年)2月16日の「臨時総会」の開催に至りました。

平成24年度「定期総会」議事録

平成24年8月25日(土) 13時~14時40分

議長：手林佳正

書記：栗原毅

出席会員数：(推定20名*)

委任状：無

*出席者数の確認を行わず。議事開始早々、宮脇運営副委員長の動議に続く議論が収束せず、議案書掲載議案の審議にも混乱を来し、総会開催条件の確認等が看過された。

<動議>大連大会を比較民俗学会と「共催」する、との記載について

議事の冒頭、宮脇運営副委員長より、「比較民俗学会の機関誌に大連大会を比較民俗学会と日本臨床心理学会との共催で開催するとの記載があるが、「共催」とはしないと決めたはずである」との動議が出された。

議論の結果、CP紙174号の表現を踏まえて、比較民俗学会に訂正して頂くように、實川委員からお願いしたい、と決定した。

<研修委員会活動報告>菅野委員より報告

<編集委員会活動報告>實川委員より報告

<議案の検討>

動議により、審議時間が費やされたため、総会時間を14時40分まで延長し、二号議案、四号議案、五号議案についてのみの検討となった。

議論の結果、二号議案、五号議案は承認。四号議案に関しては、意見が分かれたので採決を行い、「学会認定資格検討委員会費」をのぞいて暫定予算として承認する、との申し合わせとなった。

検討できなかった案件に関しては、大連大会で総会を行い、そこで検討する事となった。

定期総会終了時点における、未決および既決議案は以下の通り。

(未) 第一号議案 2012年度(第20期)活動中間報告(運営委員会・各委員会・第19期残余期を含む)

(既) 第二号議案 2011年度(第19期)収支決算報告並びに監査報告

(未) 第三号議案 2012年度(第20期)活動計画案(運営委員会・各委員会・第48回大会)

(未) 第四号議案 2012年度(第20期)収支予算案

(既) 第五号議案 第20期監事選任

(未) 第六号議案 学会ロゴ作成案

(未) 第七号議案 会則一部改訂案

■□ 臨時総会開催に先立って

議長選出後、議長となった宇部フロンティア大学の三島瑞穂さんより、初めて学会に参加する方々もいることを踏まえ、学会の現在の活動状況について紹介がありました。臨時総会・プレセッションの1週間前に実施した研修会「葉漬けになる子どもたちー『発達障害』をどう捉え、支援するかー」と本プレセッションのプログラム「症状とは何か、を考える」との関連性、学会誌発行における予算削減の現実化、ホームページ整備状況などについて紹介いただきました。その後、酒木運営委員長より、臨床心理学会の認定資格をつくることに関する個人的見解として、以下の呼びかけがなされました。

「国家資格化に関する会合に参加していても、各学会間の主張がそれぞれなされるばかりで統一した見解が出てこない。そうした状況が続いていくとすれば仮に国家資格が成立したとしても、専門家を養成するシステムをつくることは難しいのではないかと。自民党の河村議員は昨年12月2日に心理の国家資格化を優先課題として挙げていくことを示した。それを踏まえ、臨床心理学会としての見解を何らかの形で示しておく必要がある。実質的なことでは、資格化に関する会合ではカリキュラムの問題は討議されていても研修の問題が検討されていない。例えば中国では国家資格がレベル1・レベル2・レベル3と分けられており、レベル3を基礎資格とすると、レベル2・1では実務経験や研修が必要となっている。資格ができたからといってすぐに免許を出すのではなく、免許を出すにあたり十分な研修を積む仕組みとなっている。専門領域ごとに特化した研修を行い、その上で各領域に資格が位置づくような体制となっている。韓国では、国家資格が制定され、その上で各学会における専門的な研修を行い、学会認定資格が授与されていくシステムである。日本には色々な資格がある。例えば、臨床心理士、学校心理士、認定心理士、交通心理士等といった心理学諸学会の認定資格、また、音楽療法士といった団体が認める資格、これら二つは公的団体から出される資格であるが、学会とは無関係の非公的団体からの資格は非常に多くなっている。

それぞれ学会が特化した資格をつくってきている中、臨床心理学会としても独自の資格の設定が必要なのではないかと思う。それはあくまで国家資格ができたとしても、その上に積み重ねる資格である。」

酒木委員長の呼びかけの後、議案の審議を開始しました。臨時総会では、未決の上記五つの議案の他に、運営委員会として会則改訂に関する四つの議案を加え、合計九つの議案を提示しました。新たに加えた議案は、臨時総会の7日前の2月9日にホームページに掲載し、同時に各議事について賛否を意志表示できる「議決権行使書」を掲載しました。

審議開始に入る前に、運営委員（菅野）より臨時総会の手続きに関して事務局への確認および提案があり、それをもとに以下の議論がなされました。

■□ 総会開催の公示手続きについて

ーホームページ・メール・郵送の通知のあり方と広報の対象をめぐってー

菅野（運営委員）：運営委員会としてホームページに議案を掲載している、すなわち社会的公示をしていることを運営委員として認識した上で発言する。臨時総会直前に近隣の複数の学会員に確認したところ、ホームページを見ておらず、臨時総会の議案および「議決権行使書」の存在を知らない状態を把握した。最終的な通知方法までは運営委員会でも共有しなかったため、事務局より会員に対し、どのように通知したのか確認したい。

戸田（事務局長）：事務局では、必要最低限の情報を最大限広範囲に広報するべく努めた。2ヶ月前にはホームページ、メール登録者にはメール、メール未登録者には郵送で個別に案内した。

菅野（運営委員）：臨時総会の開催および夏の総会で積み残した五つの議案について2ヶ月前に通知したことは共通認識である。しかし、本日より約1週間前にホームページに掲載した新たな四つの議案の通知について、確認したい。ホームページを見ていない学会員は、新たな議案内容および議決行使権があること、各議案の内容を踏まえ議案ごとに賛否の意思表示ができることを知らない状態だということを確認したい。

戸田（事務局長）：事務局として私見であるが、公告の手段の順位としては、今の時代性に合わせてホームページが一番広く一般的に公示できると認識している。次にメールアドレスを登録している方にダイレクトのメール、封書のメールの郵送をするという順位で考えている。会員のみならず、一般の方にもこの学会は開いているので、総会やプレセッション等の参加が可能になるという意味で、一番の広

報手段にホームページを位置づけている。議決権行使書についてはこれまでなかったことが不備ではないかと思う。より多くの学会員の意志を反映させるために今回公示した。郵送の送付については予算面にも限度があるので行っていない。

佐藤（運営委員）：予算面を考慮し郵送をしていない、すなわち通知がいかない学会員がいるということについては再検討が必要である。メール登録が増えていけば、郵送対象者も減ってゆくのではないか。

戸田（事務局長）：事務局として今回の意見を取り入れて、善処していきたい。

菅野（運営委員）：1週間前に研修会を実施した際、ホームページを見たとの参加者があり、非会員の参加者も多かったことから学会ホームページ掲載の有効性を感じた。一方、郵送が必要な学会員が103人いた。多くの方が今日の臨時総会でどんな議事が扱われるのか、議決行使権があることも知らない可能性がある。総会開始前に本日提出された数人の会員による「議決権行使書」も、ホームページをたまたま見て知り得たからこそ権利を行使できると言える。こうした現状を踏まえ、四つの追加議案については議決を取る議案とせず、討論を行い、活発な意見交換をすることを提案する。また、知り得ていない会員のことを考慮した時、提出された「議決権行使書」は無効と考えるべきではないか。提出されている委任状については会則に載っており、臨時総会開催自体は会員個別に通知がなされているので、有効と扱える。

以上の主張により菅野委員は、「議事1週間前に提示された議案は、採否を決するべきでない」との動議を出しました。動議に対し田中委員が反論(以下)を提示し、これらを議長が明確化して議場に確認しました。

■□ 目の前の現実的な運営課題の前進を

田中（運営委員）：学会にはホームページがある。学会に入り、加わるということは、何らかのコミュニケーションをとることを前提として捉えていると考えてもよいと思う。その意味で、色々な形で学会員にホームページにアクセスしていただくのが本来の姿ではないか。たまたまその必要がないからメール登録をしていないという解釈もできるのではないか。議事としては、学会としての運営が停滞するというにもなりかねないので、今後周知徹底を図りつつ、現実的な今日の場では議案としての採択を取るべきである。

實川（運営委員）：今回新たに出した議案のうち会則改定に関する一つの議案を除けば、一昨年の総会や運営委員会で議論されており、機関紙でも会員に知らせているものである。長い期間提案されているものであり、これ以上遅らせることは私の不利益ではなく、学会の運営にとっていいことではない。

■□ どのような学会の理念を持ち、運営・活動にどう反映させるのか

菅野（運営委員）：学会員の方と共にするこの場で、新たに加えた議案を討論にすべきと提案する理由をさらに述べたい。それはこの学会がどういう理念を持つかということに関わる。「社会は電子化しているのだから、ホームページを見られなかった学会員はしょうがない」と切り捨てていくのか。最近見たデータで、母子家庭のうち約5割の家庭の年収が147万円以下とのデータがあった。1万円の中古のパソコンでも買えない家庭がある。また、パソコンは持っているが重要な通知は封書で欲しいという学会員もいる。臨床心理学会として、色々なあり方・多様性を認める、切り捨てないという活動を続けてきた。議案の内容ではなく、議案を知らされていない会員がいることを踏まえ、事業参加することができるという会則8条「会員の権利」に照らして、議決の実行でなく活発な討論をしたいという提案に至った。

實川（運営委員）：全ての人に平等に情報を与えるのは立派な理想だが、我われの力では実行できない。金と力に限りがあるから、学会活動を進めるのを第一に、できる範囲で平等にするしかない。ほんとうに情報の平等を求めるなら、視覚障害者への音声資料など、もっと優先順位の高い仕事があるはず。ところが菅野さんは、この努力をしていない。弱者の立場を第一に考えてはおらず、自分が苦手な嫌いなパソコンやインターネットを忌避するため、理想を利用しているのではないか。情報の小さな不平等があったのは事実だが、止むを得ない範囲である。郵便でも、稀には不都合な人がいるはずである。これらを盾に大切な問題の審議を止めては、学会活動が停滞する。

高島（運営委員）：今回は臨時総会であり総会で審議できなかったことを確実に実行する場である。多くの

人への広報の課題ではなく会員に確実に通知することを優先すべきだったと思う。その上でもし学会員に例えば視覚障害の方がいたとすれば、それに応じた対応をしなければならないと思う。これまでそうした把握はしてこれていない。大会の場では参加者の状況に応じて対応してやってきたと思う。

田中（運営委員）：様々な人に配慮をすることはいいと思うが、当然そこにはコストや手間がかかってくる。学会には資源（会費や人手）が有限である。現時点で考える一番現実的な会を選択し、改善項目は今後の課題として直し、積み重ねていく。まずは学会として一つ一つ前進をするために議案に取り組むべきではないか。

谷奥（運営委員）：自分が所属するNPOは理事長に視覚障害があるので、情報伝達においては墨字とパソコンを併用している。議論が「墨字かパソコンか」（「AかBか」）になってしまっている。対立の形では議論しないほうがよい。

■□ 運営委員会として民主的な手続きを踏みつつ、前進する課題

吉田（会員）：これからの21世紀の時代状況を展望した臨床心理学会の在り方を考えるのであれば、メールを使う方向にいかざるを得ないだろうと考える。ところがかつて臨床心理学会改革運動時に議場占拠から始まり、当事非民主的だった臨床心理学会を改革して、今も障害者に付き合い続けている自分から見た時に、今日の議論は「現実的な課題をどう進むか」ということと、「手続き上の課題として足りなかったことは何か」ということが切り分けられていないと感じた。現実的な課題を前進させようとする志向性には賛成する。しかし、総会の手続きに問題がある。定数の確認や委任状の確認がなされていない。そうした手続きが組織で一番重要である。総会は会則にあるように、総会議事に関して2ヶ月以上の予告期間を置いて開催されなければならない。自分の手元には、昨年12月16日付けの「臨時総会のお知らせ」文書はあるが今日配布された新たな議案については届いていない。12月16日以後に明確に学会として公布したものは何月何日なのか、明確にしてほしい。私はホームページを見ていない。ホームページを参照してほしいのであれば、その旨を会員に対し通知しなければ、パソコンがある人もない人も見られない。

戸田（事務局長）：平成25年1月11日に学会事務局から続報を送った。「ホームページを参照して下さい」との旨はどこかでアナウンスしたと記憶する。よってホームページが第一義的な広報手段となっていると考える。

菅野（運営委員）：平成25年1月11日の通知は事務局からメール登録者153名にのみ通知され103名の郵送対象者には通知がされていない。さらにその問題は学会の連絡メール（メーリングリスト）で問題提起をした。併せて「第20期運営委員会中間報告」、「第四回運営委員会議事録」も153人のメール登録者のみにメール送付された状態であった。事務局においては、今後メール登録の協力を学会員に働きかけつつも、未登録者には郵送通知を確実にを行うことをここで明確にしてほしい。

戸田（事務局長）：最大限努力をしていきたい。

■□ 会則に立ち返り、総会の成立や社会的手続きを確かめる

吉田（会員）：議長はこの総会が臨時総会として成立しているかどうか確認をして下さい。

ここで事務局長が会則を読み上げ、議長が委任状数・議決行使権の提出数を確認しました。また、臨床心理学会の総会において会員数の確認は行うが成立のための定足数はないことの確認、直接民主主義が反映されていることなどの指摘が吉田会員よりありました。総会が成立していることを確認し、その後田中委員より臨時総会時間の延長が動議として提案され、承認されました。

栗原（運営委員）：会則には「総会議事に関して2ヶ月以上の予告期間を置いて開催される」とある。これは議事内容の予告が必要と解釈できるので、8月の総会で積み残した議案（12月16日公示）のみを議案とすべきである。

吉田（会員）：8月の総会時に「第四号議案」として公示されていたものが、今日「第七号議案」とされて

いることがあってはならない。手続きは民主的に行われなければならない。8月の総会における未決議案の審議を臨時総会では最優先課題とするべきであり、それを無視し公示していない新たな議案を既成のものとしてこの場で提示することは、独裁である。

また、会員に総会参加の機会の不平等状況をつくってしまったとは言え、今回学会員が提出した「議決権行使書」を無視するということは差別である。通知を全会員に確実に行えなかったことは総会後に会員にお詫びをすることと決め、本人の主体性や意志を尊重し、受理すべきである。臨時総会の議決結果は会則どおり公示し、二ヶ月以内に再審議要求があれば臨時総会開催が可能だと会員に通知することが、重要である（会則第17条第5項）。

注：平成24年度定期総会は平成24年8月25日に開催

議長による議事の進行に基づき、最終的に議案番号は、夏の総会時の議案番号へと修正を行いました。

さらに、議案は2ヶ月前に公示した五つの議案について審議・議決することを決定しました。五つの議案の審議は下記のように議決されました。

事務局注：『臨床心理学研究』50-2の「臨時総会議事録」に記載の書記（新保真理さん）の会員身分への修正、および参加会員数ならびに賛・否・保留人数の本紙との相違箇所につきましては、本紙記載（以下）を以て訂正させていただきます。

平成24年度「臨時総会」議事録

日 時：平成25年2月16日（土）14時～18時45分

場 所：宇部フロンティア大学 B106心理学実習室（山口県宇部市）

議 長：三島瑞穂

書 記：新保真理 [議事録編集：實川幹朗・戸田游晏]

出席会員総数：18名

委任状総数：10通（うち第一号から第三号までのみ記載の議決権行使書との重複提出：2通）

議決権行使書 <認める>：5通（うち第四号議案以降無記：2通）

第一号議案 平成24年度(第20期)活動中間報告（運営委員会・各委員会・第19期残余期を含む）

賛成30（委任状8/議決権行使書5含） 保留1 <採択>

第三号議案 平成24年度（第20期）活動計画案(運営委員会・各委員会・第48回大会)

賛成30（委任状8/議決権行使書5含） 保留1 <採択>

第四号議案 平成24年度（第20期）収支予算案

賛成26（委任状9/議決権行使書3含） 反対2 保留3（委任状1含） <採択>

第七号議案 会則第12条改定案

第12条（運営委員）

改定原案「運営委員は、会員を代表して本学会の事業運営の責任を負い、運営委員会を構成する。運営委員と監事は、学会運営全般への調査権を有する。」

議場提出再改定案「運営委員は、会員を代表して本学会の事業運営の責任を負い、運営委員会を構成する。運営委員と監事は、学会運営についてのすべての情報を得ることができ、担当者は運営委員から請求があれば開示しなければならない。」

[現行；第12条（運営委員）運営委員は、運営委員会を構成し、本学会の事業運営の責任を負う。]

保留17（委任状6含） 採択14（委任状4/議決権行使書3含） <継続審議>

第（五）号議案 会則第13条改定案

第13条（運営委員の決定、定数）

「運営委員は本学会が、自主的に立候補し、同時に立候補理由を表明し、総会において運営委員の任務を遂行する意志を相互理解するため討論をつくしたのちに、決定される。定数は特にこれを定めない。なお立候補表明は、総会に先んじて一定期間内に監事が選任する選挙管理委員会宛てに、文書で行う。」

[現行；第13条（運営委員の決定、定数）運営委員は本学会員が、自主的に立候補し、同時に立候補理由を表明し、総会において運営委員の任務を遂行する意志を相互理解するため討論をつくしたのちに決定される。なお、原則として、立候補表明は、総会に先んじて一定期間内に運営委員会が委任する選挙管理委員会あて文書で行う。選挙管理委員会は、それを機関誌、紙上で会員に周知徹底させる。定数は特にこれを定めない。]

広報手続き不備のため議案として認められないとの意見多数により、審議せず。

第（六）号議案 会則第14条追加案

「第14条（選挙管理委員）選挙管理委員は、他の諸機関から独立した選挙管理委員会を構成し、選挙の実施に掛かる業務を行なう。選挙管理委員会は、すべての会員が対等の立場から、平等に選挙に臨めるよう計らわねばならない。」【第15条以下を、一つずつ繰り下げ。】

広報手続き不備のため議案として認められないとの意見多数により、審議せず。

第（七）号議案 会則追加案:新たに第10章として運営の情報公開第30条(運営の情報公開)追加案

「第10章 運営の情報公開

第30条（運営の情報公開）運営委員会の会務については、活動内容の逐次報告および議事決定後速やかに決定内容を会員に通知する。会員から情報公開の請求があった場合、事務局長が運営委員会に逐次諮る。個別の事情に則して、運営委員会で、公開の可否とその条件・方法を審議し決定する。非公開とする内容についてはその理由を会員に告示する。」【第10章31条以下を、一つずつ繰り下げ。】

広報手続き不備のため議案として認められないとの意見多数により、審議せず。

第（八）号議案 会則第10章（第七号議案承認の場合には第11章）改定案

「第11章 会則の変更

第31条（会則の変更）本学会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得ることにより改定される。」

[現行；第29条（会則の変更）本学会の会則は、総会において、その出席者の3分の2以上の賛成を得なければ、改正をすることが出来ない。]

広報手続き不備のため議案として認められないとの意見多数により、審議せず。

第六号議案

学会ロゴを作成並びに制定することの可否について

保留（総会時間終了のため） <継続審議>

付記）第四号議案「平成24年度（第20期）収支予算案」については、酒木委員長より総会冒頭に、臨床心理学会の学会認定資格について、「学会認定資格をつくることを前提に『学会資格検討委員会』予算の承認をしていただきたい」との提示がありました。これについて、「政治状況を踏まえつつ、権威主義的な資格でない、臨床心理学会独自の資格をつくるべきだ」という意見や「これまでの学会の資格問題に関する歴史的経緯等を踏まえると、短時間の議論で資格をつくることを前提にした予算には容易に賛成できない。資格問題を検討するための委員会を認めることは可能である」等の意見が出されました。

このようにして、定期総会原議案の主旨どおり「<学会認定資格制定にただちに着手するのではなく、学会認定資格を検討するための委員会費目>を含んだ予算案」が承認・可決しました。

[以上議事記録纏め原案：菅野聖子・編集：戸田游晏]

<事務局長からのお詫びとお知らせ>

このたびの臨時総会の事前告知において不備があり、臨時総会議案および議決権行使書についての周知徹底を行うことが出来ませんでした。会員の方々への情報提供における格差が生じたことを深くお詫び申し上げます。なお、総会議決事項につき、異議があるときには、会則17条5項に則り、本紙刊行後2ヶ月以内に再審議のための臨時総会の開催を要請することができます。

49回日本臨床心理学会大連国際大会（第一報） 「東アジアの臨床心理学—交流の新時代」のご案内

第49回大会実行委員長

酒木 保（宇部フロンティア大学）

昨年度、開催が延期となりました第49回 日本臨床心理学会大連国際大会が、2013年7月5日、6日に中国・大連大学で開催されることとなりました。「東アジアの臨床心理学—交流の新時代」と称して新たな日中間の文化交流を実現します。

本大会に先立ちまして、さる2月16日、17日の両日、宇部フロンティア大学においてプレセッションを開催いたしました。大連大学より宋協毅筆頭副学長のご参加をえて、臨床心理学会会員の方々にご登壇いただき活発な議論が交わされて成功裏に終了しました。また同日の運営委員会におきましても、宋先生をゲストとして迎えた十分な話し合いの時間を持つことができました。その中で上記の表題と、大連大学の全面協力のもとで大会を開催することが決定いたしました。大連大会は学会史上はじめて、また日本の心理系学会として初の中華人民共和国における開催です。昨年度の混乱を経て、会員の皆様のご協力のもと、このように文化交流が再開できますことを心より感謝申し上げます。

また、本大会に置きまして、昨年度に引き続き、日韓中他東アジア圏での30年余の調査研究実績を有する比較民俗学会の協力を得て、国際色豊かで学際的な論題を提供いたします。皆さまの興味関心に十二分にお応えできることを目指し、多彩なプログラムがいま着々と準備されつつあります。プログラムの詳しい内容につきましては後日、ホームページでご紹介いたします。

【大会スケジュール】 ※プログラムの内容と表記については今後変更の可能性があります

第49回日本臨床心理学会大連国際大会 「東アジアの臨床心理学—交流の新時代」

7月4日(木)		7月5日(金)(第1日目)		7月6日(土)(第2日目)		7月7日(日)
8:30	出国 大連到着	8:30	オープニング 自然災害と心理学 東京大会の報告 中国からの報告 会場との意見交換	8:30	比較民俗学シンポジウム	帰国
9:00		12:00	昼食	11:30		
10:00				12:00	昼食	
11:00		13:00	日本の臨床心理の現状と課題	13:00	観光	
12:00		13:30	中国の臨床心理の現状と課題			
13:00		臨床心理学への取り組み (日本人3人, 中国人1人)				
14:00		16:30	個別発表			
15:00		19:00	懇親会			
16:00		21:00				
19:00						
21:00						

【渡航情報】 大連への渡航手続きに関しましては株式会社エヌオーイーをご紹介しております。各自でお申込ください。お問い合わせの際には「日本臨床心理学会の担当の岡田さん」をお呼びいただきますとスムーズです。

株式会社エヌオーイー 予約センター大阪 担当 岡田大悟

TEL : 06-6447-1131 FAX : 06-6447-1354 E-mail : daigo_okada@noe-j.co.jp

以下は株式会社エヌオーイーからの紹介です。すべて、エコノミークラスの航空座席です。

<成田空港発>

7月4日(木) (出発) 中国国際航空952便で空路、大連へ (成田空港13:20発、大連空港15:15着)

7月7日(日) (帰国) 中国国際航空951便で空路、成田空港へ (大連空港8:50発、成田空港17:15着)

<関西空港発>

7月4日(木) (出発) 全日空945便で空路、大連へ (関西空港10:00発、大連空港11:25着)

7月7日(日) (帰国) 全日空954便で空路、関西空港へ (大連空港14:15発、関西空港17:30着)

<福岡空港発>

7月4日(木) (出発) 中国国際航空954便で空路、大連へ (福岡空港15:10発、大連16:05着)

7月7日(日) (帰国) 中国国際航空953便で空路、福岡空港へ (大連空港11:20発、福岡空港14:10着)

<旅行代金> (航空券代金として)

成田空港発着の基本旅行代金 : (6名様以上) 33,000円、(10名様以上) 32,000円

福岡空港発着の基本旅行代金 : (10名様以上) 35,000円

関西空港発着の基本旅行代金 : (2名様以上) 58,000円、(10名様以上) 45,000円

なお、成田空港施設使用料(大人2,540円)、関西空港施設使用料(大人2,950円)、福岡空港施設使用料(大人945円)、現地空港諸税(約1,300円)および燃油サーチャージ(3月14日現在往復で12,000円~14,000円)が別途必要となります。

※ 中国の航空会社の状況が昨年度とかなり異なり、厳しい条件を提示している状況です。詳しくは旅行社にお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。例えば、福岡空港からの中国国際空港の便は、キャンセル不可のチケット、もしくは予約金 5000 円/1 名となるようです。なお、参考までに、7月の関西空港発の各航空会社の運航は3月14日現在、次のように公表されています。

「関西国際空港発」 大連空港行

全日空 945 便 : 10:00 発->11:25 着 (運航:月火水木金土日)

中国国際航空 152 便 : 16:30 発->18:00 着 (運航:月一水一土一)

中国南方航空 642 便 : 16:40 発->18:10 着 (運航:月火水木金土日)

<旅行条件>

*2013年3月25日現在、成田空港発着の航空座席は10席確保いたしております。福岡空港発着の航空座席は現在、手配中となります。関西空港発着の航空座席の確保は致しておりません。正式にご依頼を頂いてから手配・解答となります。

*航空便名及び出発・到着時刻は2013年3月14日現在の運航スケジュールに基づいて作成致しております。なお、スケジュールによっては設定航空便が運航されないこともございます。

*それぞれの発着地において、人数が割り込んだ場合は料金が異なります。また、出発便や帰国便の変更に關しましても、記載の最低参加人数が必要となります。

【大連での移動手段】

<7月4日の大連空港とホテルまで>

関西空港からご参加の皆様には、旅行社によるバスをご利用いただきます。成田空港と福岡空港からご参加の皆様には大連大学のバスをご利用いただきます。

〈7月7日のホテルから大連空港まで〉

成田空港へ向かわれる皆様には、旅行社によるバスをご利用いただきます。関西空港と福岡空港へ向かわれる皆様には、大連大学のバスをご利用いただきます。

〈7月5日、6日〉

大連大学のバスにより空港とホテル、大連会場、観光地の間を移動します。お申込みいただいた方には追って詳細を連絡申し上げます。

【第49回大会大連会場のご案内】



- 大連大学（Dalian University）は、中華人民共和国遼寧省大連市にある大学であり、略称は「連大」。
- ◆ 大連大学のある大連市は中国東北遼東半島の最南端にあります。東は黄海、西は渤海、南は山東半島、朝鮮半島と海を隔て向かい合っています。緯度は日本の仙台市とほぼ同じです。近年大連は港、貿易、工業、観光都市として大きく発展してきました。また大連は海水産物が豊かで美味しい魚介類を楽しめます。
 - ◆ 大連大学は、他に大連理工大学、大連交通大学、大連外国語学院などが集まる学園都市にあり、哲学、法律、経済、教育、文学、歴史、理科、工学、医学、マネジメントの10学部を有する総合大学です。こちらのホームページに写真が載っていますが、新しい校舎が多く、自然に囲まれた美しい大学です。

<http://www.dlu.edu.cn/>

- ◆ 大連市内の交通と観光について
公共バスだけでなく、路面電車、トロリーバス、夜景観光バスなど交通網が発達しています。交通に関しましては、こちらをご参考にしてください。

<http://www.kankandl.net/dwnorim.htm>

- ◆ こちらのサイトは最終日の観光の参考にしてください。

<http://www.kankandl.net/dwkanm.htm>

編集委員会からのお知らせ

編集委員長 實川 幹朗

『臨床心理学研究』編集方針のお報せと投稿の呼びかけ

会員各位

会員の皆さまに、本誌の編集方針のお報せと、投稿の呼びかけをさせていただきます。

学術雑誌として古い歴史を持つ『臨床心理学研究』ですが、掲載記事は長いあいだ、学会大会の報告が中心となってきました。学術団体として、大会の開催が大切な行事なのは言うまでもありません。しかし学会の機関誌は、大会の記録とはまた別の務めを帯びているはずで

それは、論文を軸とした研究発表です。書評、論文評などの評論活動がこれに次ぎます。いずれも、学術雑誌にふさわしく、深く考え、練り上げられたものでなければなりません。

学術大会でのシンポジウムなどを逐語的に収録すれば、頁は埋まります。そして、学会活動の歴史的な記録となるでしょう。しかし、人力にも資金にも、限りがあります。どこに比重をかけるか、考えねばなりません。

我われ編集委員会は、第50巻の刊行を期に機関誌の大会依存を改め、学術雑誌としての独自性を強める方針をとっております。大会の報告は、活動記録としての意味合いを重んじ、分量を減らしました。発表内容は予稿集により、すでに会員に届いているからです。その代わり、論文がこれに準ずる形での原稿作成をお願いし、「大会特集」を組む予定です。口頭発表とは異なる、書面での発表形式の特性を活かしたいと考えております。

会員の皆さまに、お願いです。

ただいままでのところ、研究報告や評論の投稿が不足気味です。編集委員会としては、例えば今号の特集企画など、内容充実の努力はしておりますが、学会機関誌は会員の皆さまの投稿に支えられるのが本筋です。本学会はかつて、研究活動そのものへの疑問が強い時期もありました。しかし、今は違います。会則の掲げる「^{まこと}真の臨床心理学」を極めるべく、日ごろの活動、理論探究、実践経験のなかから質の高い研究を産み出し、形にして、ふるって投稿いただきたく存じます。

投稿に際しては、機関誌とホームページに掲載されている「投稿規定」を熟読下さい。また、疑問点がありましたら、ご質問は投稿の宛て先にて承ります。

研修委員会報告

研修委員長 菅野 聖子

平成25年2月16日に帝京科学大学（東京）で、公開シンポジウム「“薬漬け”になる子どもたち—「発達障害」をどう理解し、支援するか—」を開催し、54名の参加がありました。

3人の発題者の提示やディスカッションのまとめの一部を紹介します。

藤本 豊さん（都立中部精神保健福祉センター）

- ・ 子どもの在りようは昔も今も変わらないが、「落ち着きのない子⇒注意欠陥／多動障害」、「物をなくす、忘れが多い⇒学習障害」というように、今は診断がなされる状況にある。
- ・ 背景には様々な在りようを示す人が生きやすくなるために補う社会の力が低下していることがあるが、

「個人の問題」とされてしまっている。

- ・ 診断名は管理のためには必要。しかし、診断名ではなく、暮らしの中で目の前にいる人を理解しようとする姿勢が必要。疾患名としてみれば「やっぱり発達障害だから」と病気のせいにし、関係を遮断することになる。暮らしの中の具体的な例を提示。

石川憲彦さん（林試の森クリニック）

- ・ そもそも人体にとって、薬剤に対する「必要量」はない。水も食物も「必要量」を超え、「危険量」となれば毒となる。「対症療法」として「毒をもって毒を制す」時、薬の使用が検討される。精神科領域において「根治療法」となる薬はない。
- ・ 薬剤の作用と副作用について・多剤、大量、長期使用の弊害について
- ・ 特に20歳以下の子どもに対する抗精神病薬の使用については、一切実験がなく、服用により何が起きているかのデータが無い。
- ・ 林試の森クリニックでは例えば抗うつ剤について、12歳以下には使わない。12～15歳にも基本的には使用しない。15歳以上は大人に準ずるとするが、今のうつは何であるか等の理解を含め、治療の見通しを持ち、評価をしつつ処方する。
- ・ 精神症状を含む症状には意味がある。生き物が症状を出すことには必ず意味がある。

亀口公一さん（NPO法人アジール舎ころぼくくるの家）

- ・ <発達>とは、出生後個人の生理的・心理的・社会的機能が量的に増大することにより、古い問題が消失し、新たな問題が生じること。全ての子どもに共通する内的質的变化。<障害>とは、病気／症状ではなく、個人と環境との間に生じる不自由さと生きにくさ。その未適応の状態／程度は個人と環境の関係性と歴史性によって異なる。
- ・ 「特定の刺激に意図的に集中できない」、「文字通りの意味と言外の意味の二重理解と使い分けが困難」などの『発達障害』は個性である。発達障害は「脳機能の障害」でなく、子どもの「脳機能の特性／個性」である。
- ・ 『発達障害』ニーズをもつ子どもに対して、「パニックやこだわりには場所を変えたり、深呼吸でクールダウンさせ、気持ちの切り替えを自覚させる」「課題を一度に複数提示しないように手順や周囲の環境を配慮し、やるべき事の優先順位をつけて指示する」等の実際の支援を行っている。また、『発達障害』ニーズをもつ子どもの親や周囲の人間には本人がわざとトラブルを起こしているのではないことを説明している。
- ・ 診断を受けている子が学校でトラブルが多く、薬の服用を続けていたが、子どもの副作用（食欲減退、活動性の低下）の様子を見て、保護者が薬を使わない決心をするイメージ例の提示。薬物使用をやめ、放課後デイケアの利用を開始する例もある。

フロアからの質問

- ・ 不安課題から服用していた子どもが、状況が変化し、しばらく薬を服用しなくてもいい状態を継続できた。保護者から薬のやめ方について相談を受けたがどうしたらよいか。
- ・ 藤本さんより：一定期間薬がなくとも生活を維持できた事実を認めて、「できたね」と本人が自信をつけられるような関わりも大切ではないか。
- ・ 石川さんより：不安は薬でとりのぞくものではなく、乗り越えながら安心、安全を得ていくもの。周りで支えていくものである。耐えきれない不安には薬を用いることがある。さらに企画を検討しています。会員の皆さん、是非意見を寄せたり、ご参加ください。

第五回運営委員会議事録

日時：平成25年2月17日（日） 15時半～17時半

会場：宇部フロンティア大学B106心理学実習室

出席者：栗原、酒木、佐藤、菅野、鈴木、高島、田中、實川、戸田

欠席者（委任状宛先）：酒井（酒木委員長）、藤本（菅野）、藤原（酒木委員長）

監事：滝野

陪席・傍聴会員：三島（大連国際学会担当）西田（発言者記録簿担当）財津（会員）

来賓：宋協毅大連大学筆頭副学長 宋晗氏

議長：酒木

書記：三島 [議事録編集：實川]

1) 「（仮称）第49回日本臨床心理学会大連国際大会」企画検討

大会名：第49回日本臨床心理学会大連国際大会 「東アジアの臨床心理学—交流の新時代」

日程：平成25年7月4日（往路）、5日（大会1日目）、6日（同2日目）、7日（帰路）

<1日目>

午前：自然災害と心理学＝日本からの報告＋中国からの報告

午後：①日本の臨床心理の現状と課題（担当：酒木他・未定）

以下は素案；プラグマティックなものを／薬害のシンポジウム、地域臨床心理学の本に沿ったもの（研修委員会の東京シンポジウムの報告を含む）／内観療法（日本と中国の共通の課題を考える上でのテーマとして）／精神障害への対応について時系列で捉える（亀口）／心理療法の成り立ち／ユーザーの問題

②中国の臨床心理の現状

③臨床心理学への取り組み

以下は素案；デイケア、生活支援など、日本の実務的な部分を発信／ヒアリングヴォイスズの発表をお昼前に行い、比較民俗学の方からの質問、意見、感想を受ける／日本の臨床心理における現状と課題／東京大会の報告／中国からはロールシャッハなどの研究／宇部プレセッションの報告

<2日目>

比較民俗学シンポジウム

比較民俗学シンポジウムには、大連大学の関係の先生にもご登壇いただく

*国際学会としての留意事項の確認 《宋副学長より》：

今の両国間の政治的な情勢に触れないで行う

昨年11月に予定された内容で、中国では問題なし

総会及び運営委員会は別日程で開催

時期：第一案：10月26日、27日 追ってメールリストで確認

場所：関西

内容：4月20日、21日の運営委員会で決定する

2) 大会広報

学会HPに、大会専用ページ作成、あるいは、大会専用HP作成とリンク設定

日本語、中国語の両方のPDFを用いる

国際大会の広報として、会員外また国内外の人たちにできるだけ多く、この学際的国際交流の催しを知ってもらうためには、HPの広報・フェイスブック・ツイッター（日本学術会議も開設）等のSNSを活用する

3) HP作成・整備・更新の業者委託の検討

HPのスパムに関する整備に関しては、有料のソフトを用いて対処する（担当：鈴木）

臨時総会で決まったことを公示する

事務局からのお知らせ

日本臨床心理学会事務局
事務局長 戸田 游晏

新年度を前に、事務局から以下のお知らせを致します。

1. 選挙管理委員の委任

本年は、来第21期役員選挙の年です。つきましては、会則13条に則り、現役員を除く会員から選挙管理委員が運営委員会より委任されます。

このたび選挙管理委員をお務めいただける方は、三島瑞穂さんと西田久美江さんです。本紙選挙公示をご覧ください。

2. 第6回運営委員会のお知らせ

日程：平成25年4月20日（13時～21時予定）・21日（10時～17時予定）

場所：大阪女子大学同窓会斐文会分室

大阪市淀川区西中島4-4-25フルーレ新大阪315号室

（阪急京都線南方駅から徒歩6分・地下鉄御堂筋線西中島南方駅から徒歩4分）

※ 運営委員会は会員の方ならどなたでも傍聴できます。傍聴ご希望の方は25年4月17日16時までに学会事務局（nichirinshin@univcoop.or.jp）にお知らせください。追って議案書および資料をお送りします。

3. 学会費納入のお願い

新年度（平成25年度）学会費のご納入をお願い致します。

郵便振込用紙は、3月中に発送予定の『臨床心理学研究第50巻2号』に同封させて頂きましますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

また、当24年度あるいは過年度分をお支払い頂くご意志がありながら、振込用紙がお手元にないとのことでしたら、たいへんお手間をおかけ致しますが、郵便局備え付けの振込用紙（「払込取扱票」）に以下をのれなくご記入の上、お振込ください。

口座記号番号：00190-8-59797

通信欄：納入額該当年度

ご依頼人：ご住所・お名前・電話番号

金額：1年度につき8000円

前年度あるいは前年度以前の学会費未納の方につきましては、過年度に遡って合計額をお納めください。

なお、平成22（2010）年度以後に会費をお納め頂いていない方は、平成24年度末（平成25年3月31日）で自然退会となりますのでご注意ください。ぜひ引き続き本学会へのご参画を賜りたく、過年度分も併せてのご納入を宜しくお願い申し上げます。

まんいち、海外への一時転居など、あるいは諸事情で一括のご納入が難しい等がございましたら、事務局までお気兼ねなくご相談ください。

また、ご納入の際に、「とりあえず本年度1カ年分と来年度分のみ納入」、「とりあえず来年度分の納入」等のご希望がありましたら、その旨を振込票の通信欄他でご連絡ください。ご事情毎に対応させて頂きます。

退会をお考えの方で、もし過年度に未納がございましたら、未納分をお支払い頂いた上で、ご退会意志を事務局までお知らせください。

4. 電子メールアドレス登録のお願い

本学会からのお知らせを、素早く精確にかつ簡便にお届けできますよう、皆さまのメールアドレスのご登録をお願いいたします。

まだ登録がお済みでない方は、以下の本学会事務局アドレスにできるだけお早めにお知らせくださいませ。

nichirinshin@univcoop.or.jp

以上、宜しくお願い申し上げます。

第21期（平成25年度～平成27年度）学会運営委員選挙に関する公示

平成25年度日本臨床心理学会定期総会（平成25年8月以降開催：期日未定）において、第21期学会運営委員の決定ならびに監事の選出を行います。運営委員の任期は、定期総会役員改選承認後より2年後に行われる定期総会役員改選時までです。学会会則第13条に基づき以下の手順で運営委員立候補の受付を行いますので、立候補希望者は応募して下さい。

運営委員に立候補する方は、**氏名・所属・立候補理由と所信表明文（600字以内）**を、平成25年6月12日（水）までに、

〒166-8532 東京都杉並区和田3-30-22

大学生協学会支援センター内

日本臨床心理学会事務局気付「学会選挙管理委員会」に、

汎用形式のデータを媒体に記録して郵送、またはnichirinshin@univcoop.or.jp にメール本文にて送付して下さい。なお、郵送いただいたデータ媒体はご返却いたしかねますのでご了承ください。

送付頂いたデータ一覧を締め切り後に各位にお送りし、指定期日までにご確認頂きますので、**郵送の場合も必ず、携帯端末等のメールアドレスをお知らせください。**

※ 氏名・所属・立候補理由と所信表明は、本年度大会（7月5・6日開催）予稿集送付時に同送および学会ホームページにての公示を予定します。これに基づいて、新運営委員が選出されます。

平成25年3月26日

日本臨床心理学会選挙管理委員会

三島瑞穂・西田久美江

参考：日本臨床心理学会会則

第12条（運営委員）運営委員は、運営委員会を構成し、本学会の事業運営の責任を負う。

第13条（運営委員の決定、定数）運営委員は本学会員が、自主的に立候補し、同時に立候補理由を表明し、総会において運営委員の任務を遂行する意志を相互理解するため討論をつくしたのちに、決定される。なお、原則として、立候補表明は、総会に先じる一定期間内に運営委員会が委任する選挙管理委員会あて文書で行う。選挙管理委員会はそれを機関誌、紙上で会員に周知徹底させる。定数は特にこれを定めない。

第14条（監事）監事は会員の中から総会時に選出され、総会で承認される。監事は運営委員を兼ねることが出来ない。監事は本学会の会務を監査する。

第15条（役員の任期）役員の任期は2年間とする。但し、重任をさまたげない。

★ 学会ホームページにて、最新の情報をご覧ください。★